

2-6. 避難目標地点の設定

(1) 避難目標地点の設定の考え方と条件

本計画では、避難対象地域の外にあり、避難対象地域に最も近い指定緊急避難場所を避難目標地点に設定します。ただし、緑浜町については、人工島内の新舞子マリンパーク管理事務所を避難目標地点に設定します。

避難目標地点は以下の条件に留意して設定します。

【避難目標地点として設定する地点の条件】

- 避難対象地域から外れていること。
- 避難目標地点に到達後、別の指定緊急避難場所や指定避難所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。
- 袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避けること。

(2)避難目標地点の抽出結果

各地区における避難目標地点の抽出結果を以下に示します。

図 20 市北部における避難目標地点

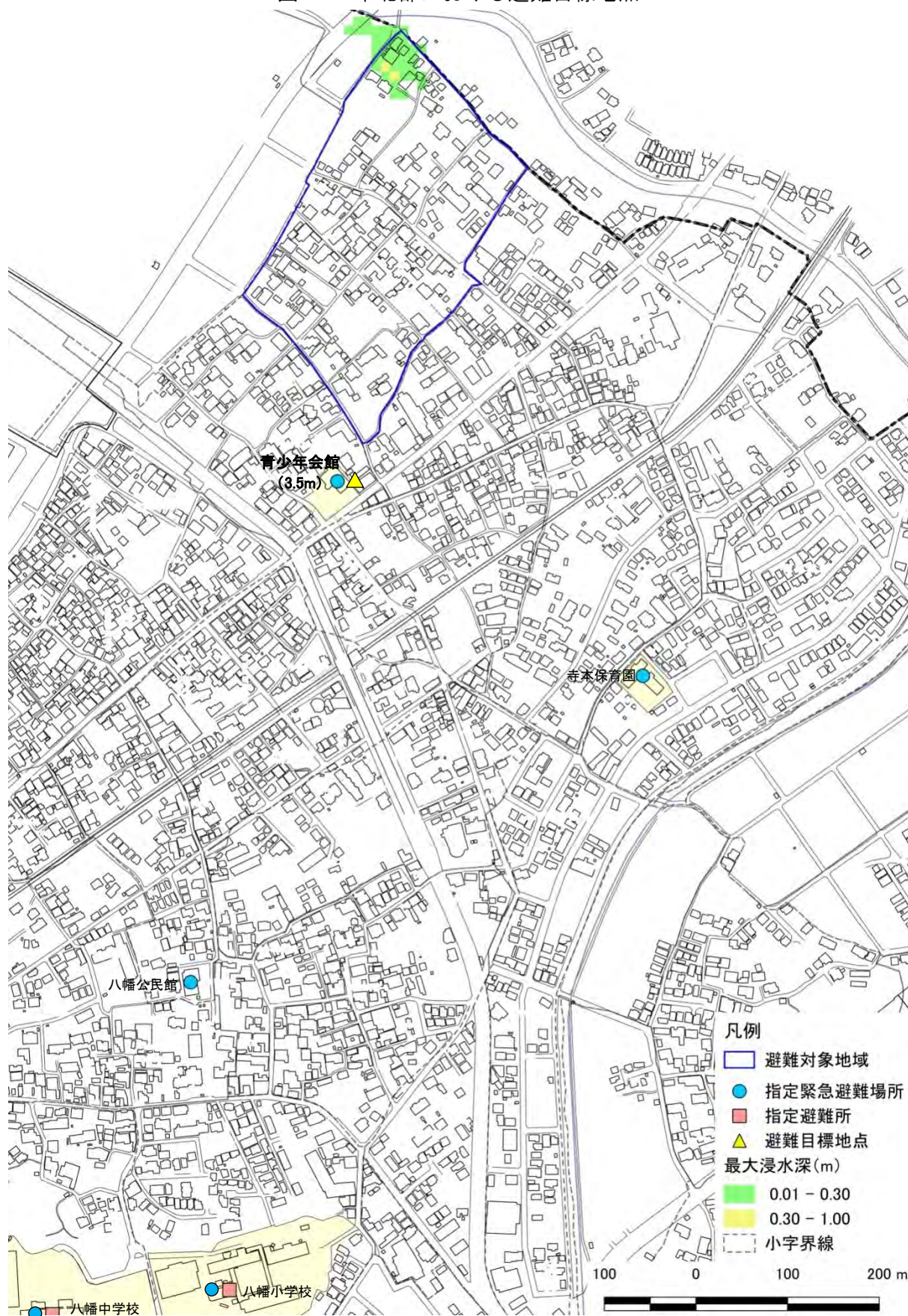


図 21 市南部（日長）における避難目標地点

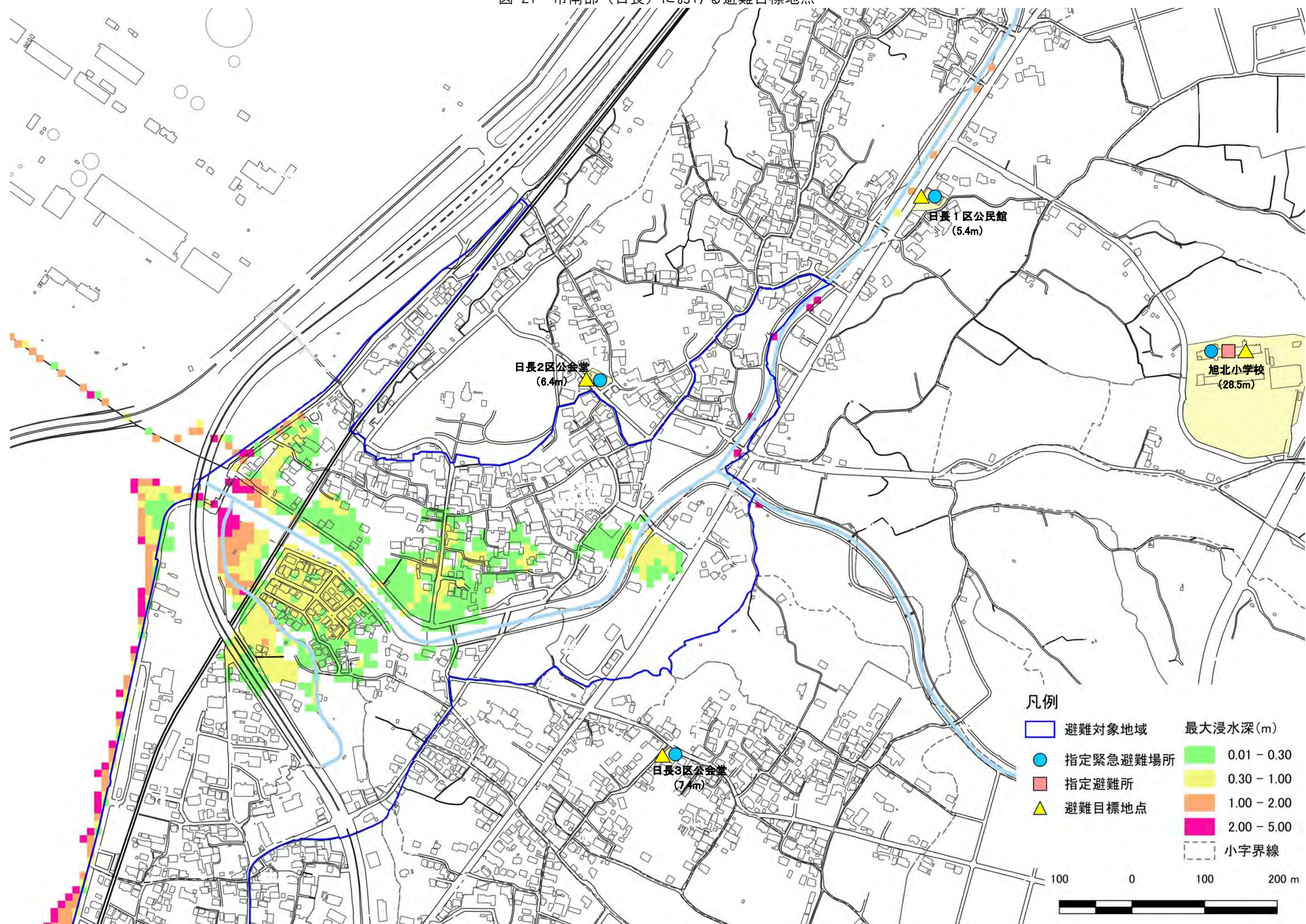


図 22 市南部（新舞子）における避難目標地点

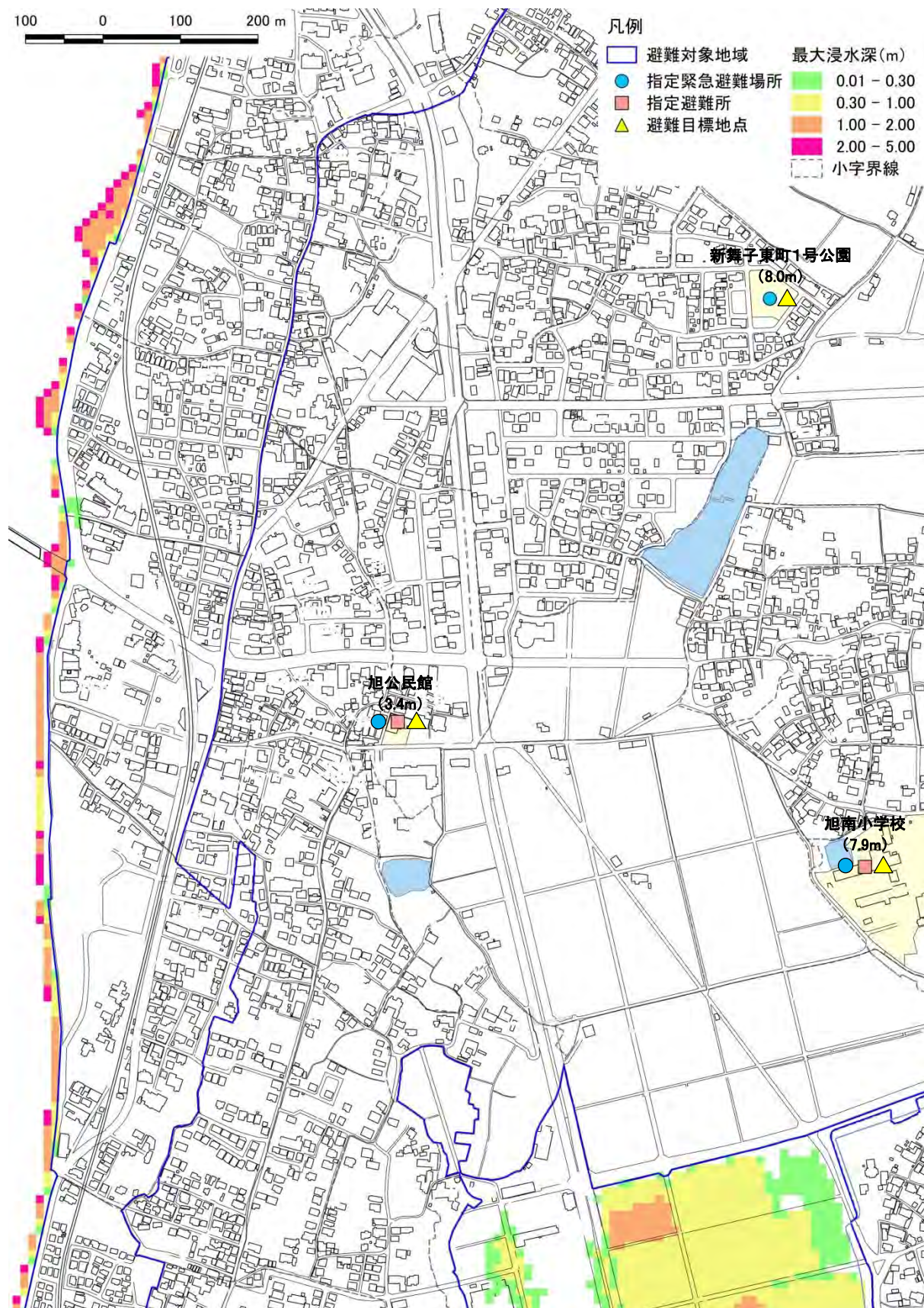
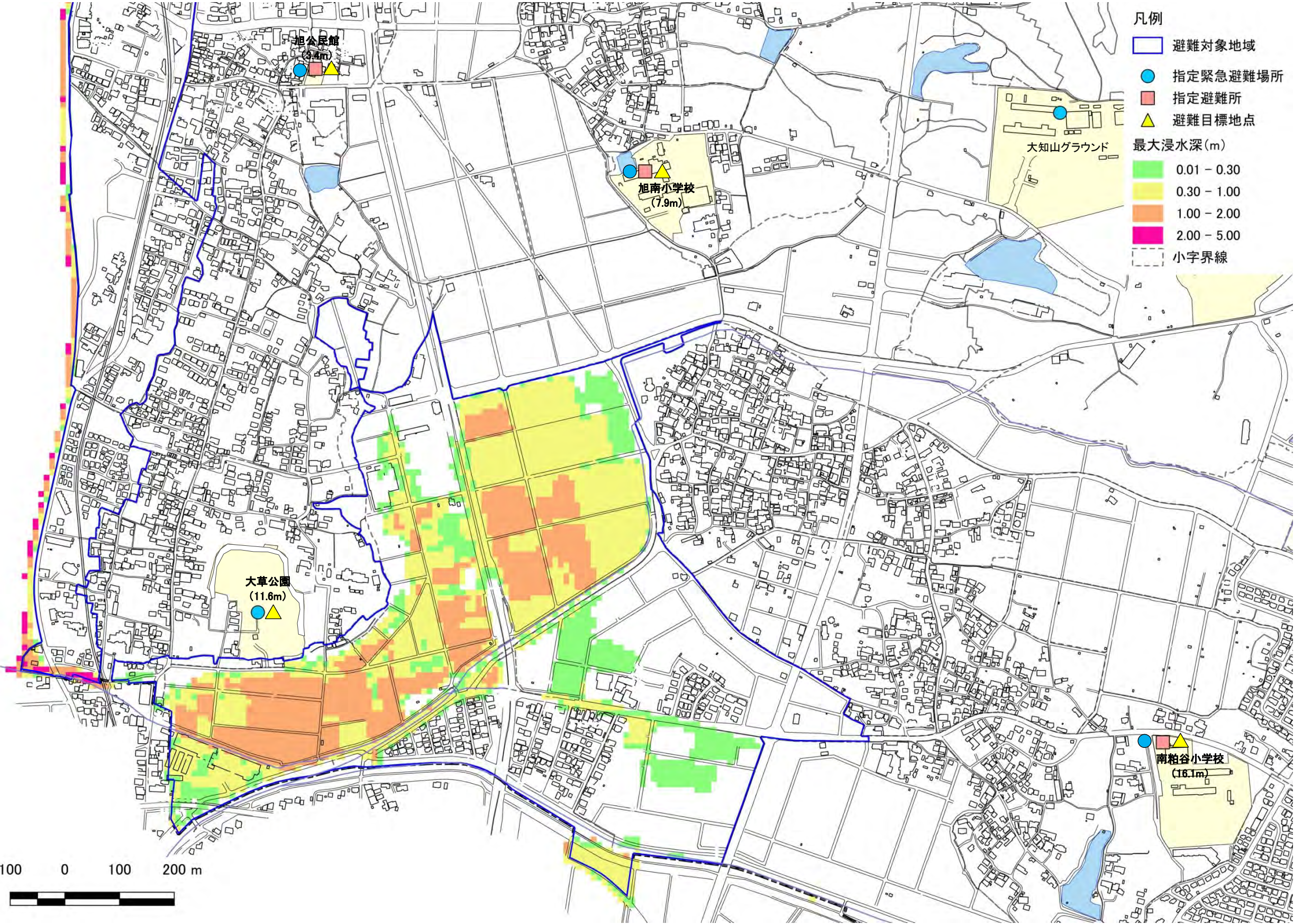


図 23 市南部（緑浜町）における避難目標地点



図 24 市南部（大草、旭南、南粕谷新海）における避難目標地点



2-7. 避難路の指定

避難路は、避難対象地域の住民等が避難対象地域の外、さらには指定緊急避難場所や指定避難所へ迅速かつ安全に避難できるように考慮して、以下の考え方にに基づき指定します。

【避難路の指定の考え方】

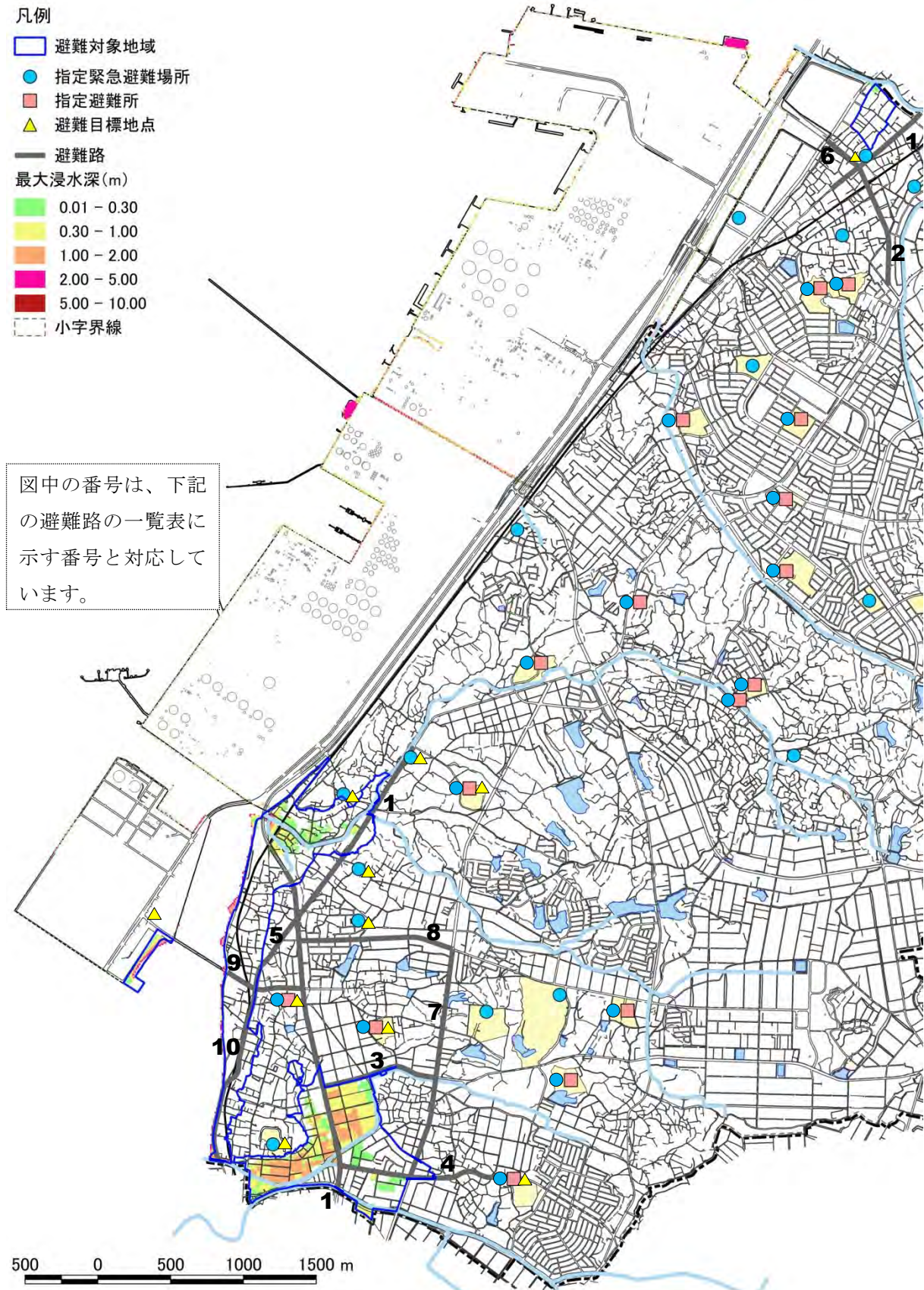
- 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮した幅員が確保されていること。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。
- 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- 津波の遡上のおそれがある河川沿いを避けること。

本計画で指定した避難路は以下のとおりです。

表 6 津波避難路

No.	路線名	管理者
1	国道 155 号	愛知県
2	主要地方道知多東浦線	愛知県
3	一般県道草木金沢線	愛知県
4	一般県道南粕谷半田線	愛知県
5	県道新舞子停車場線	愛知県
6	市道八幡亥新田線	知多市
7	市道東海知多線	知多市
8	市道新舞子大興寺線	知多市
9	市道北浜金沢線	知多市
10	市道大草線	知多市

図 25 津波避難路



No.	道路名	No.	道路名	No.	道路名	No.	道路名
1	国道 155 号	4	一般県道南粕谷半田線	7	市道東海知多線	10	市道大草線
2	主要地方道知多東浦線	5	県道新舞子停車場線	8	市道新舞子大興寺線		
3	一般県道草木金沢線	6	市道八幡亥新田線	9	市道北浜金沢線		

各地区で指定した避難路の位置図を以下に示します。

図 26 市北部における避難路の指定

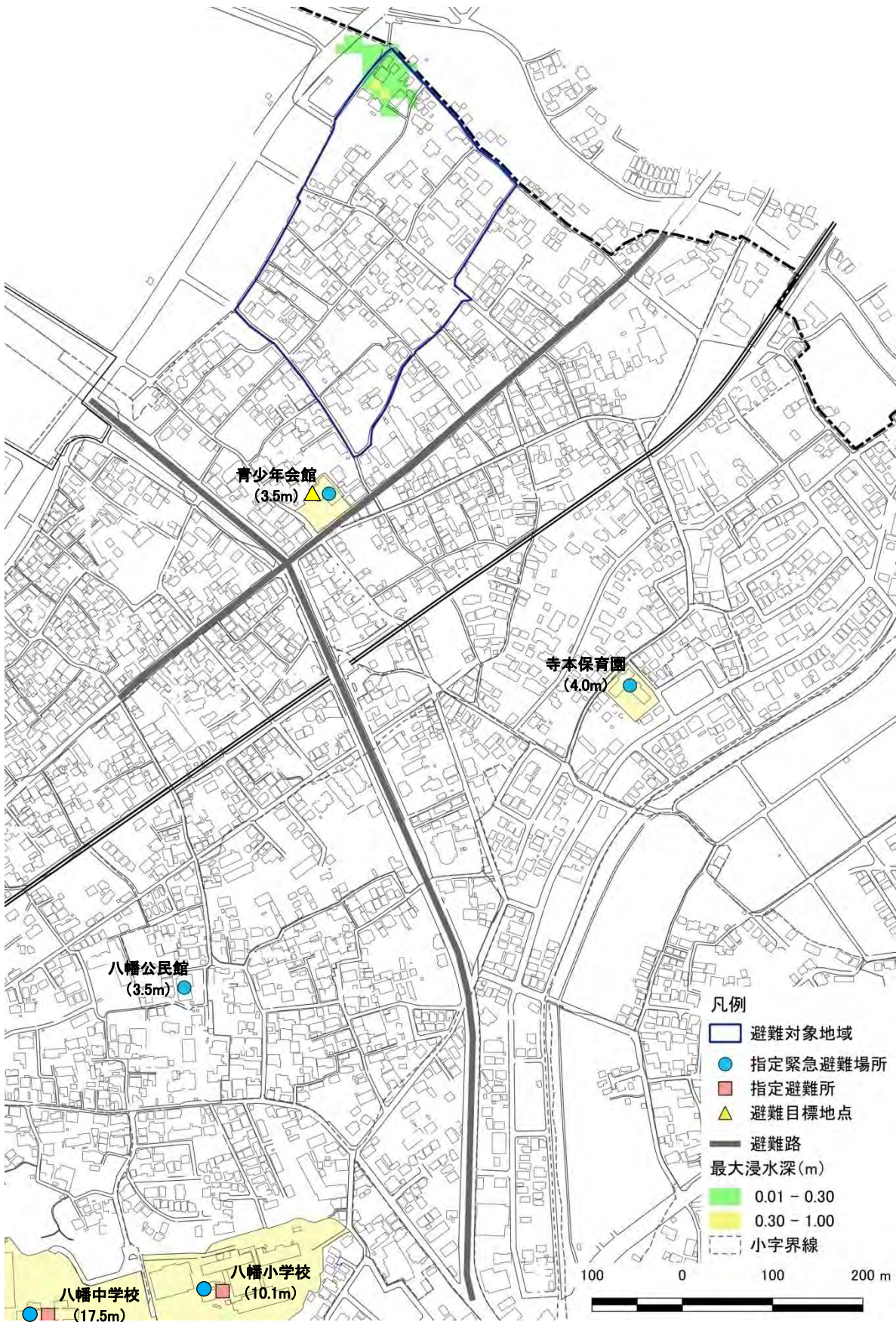


図 27 市南部（日長）における避難路の指定

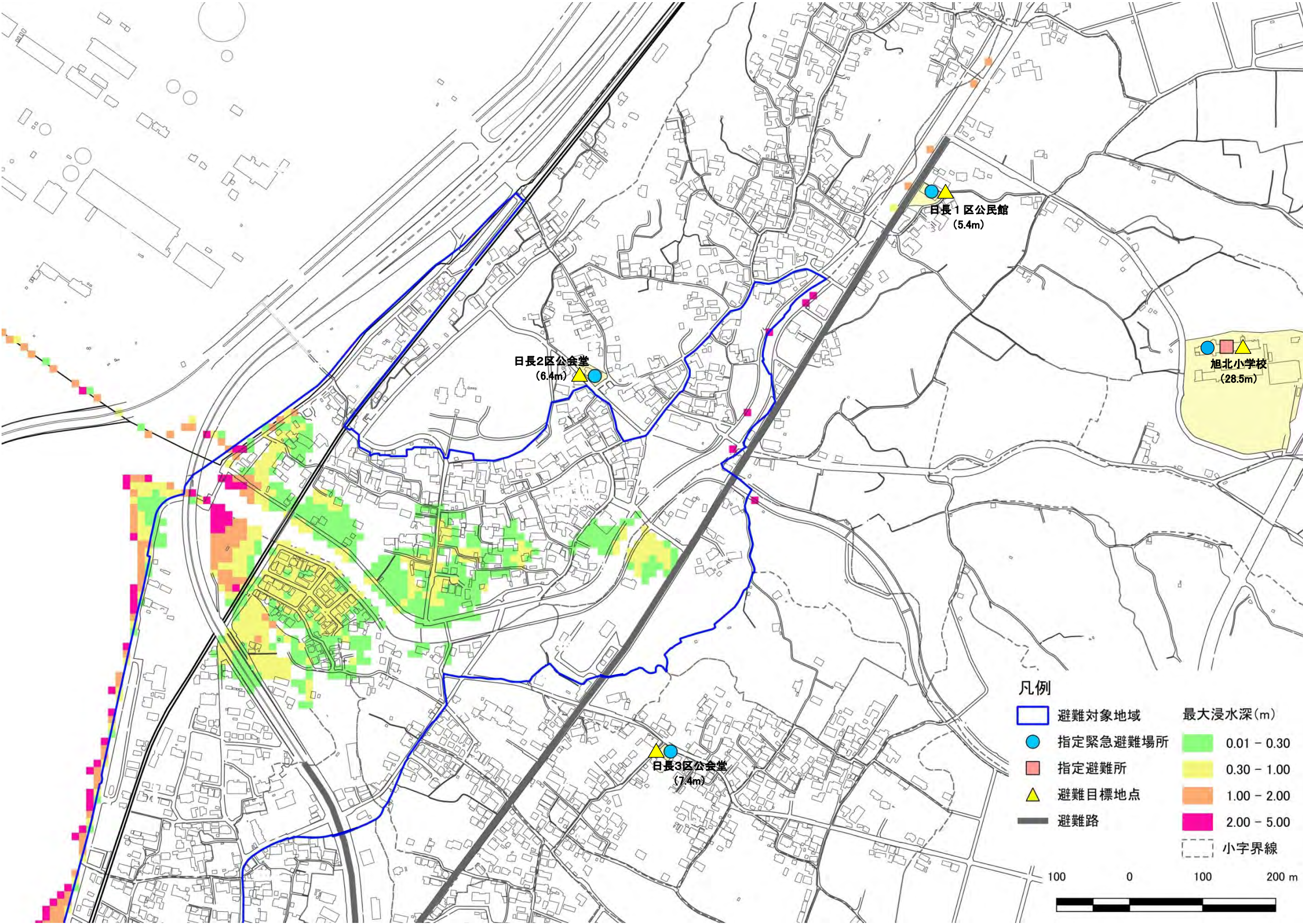


図 28 市南部（新舞子）における避難路の指定

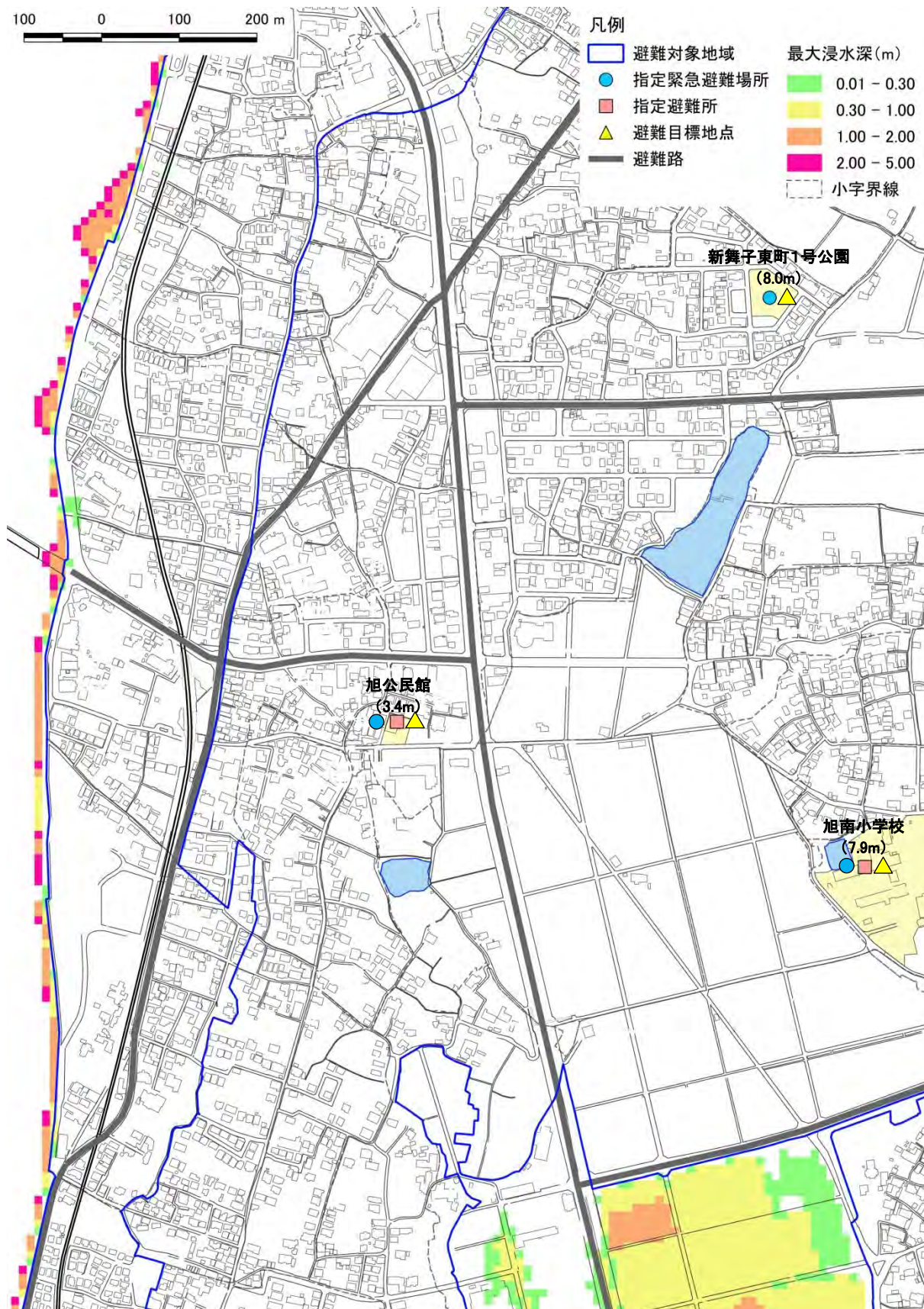
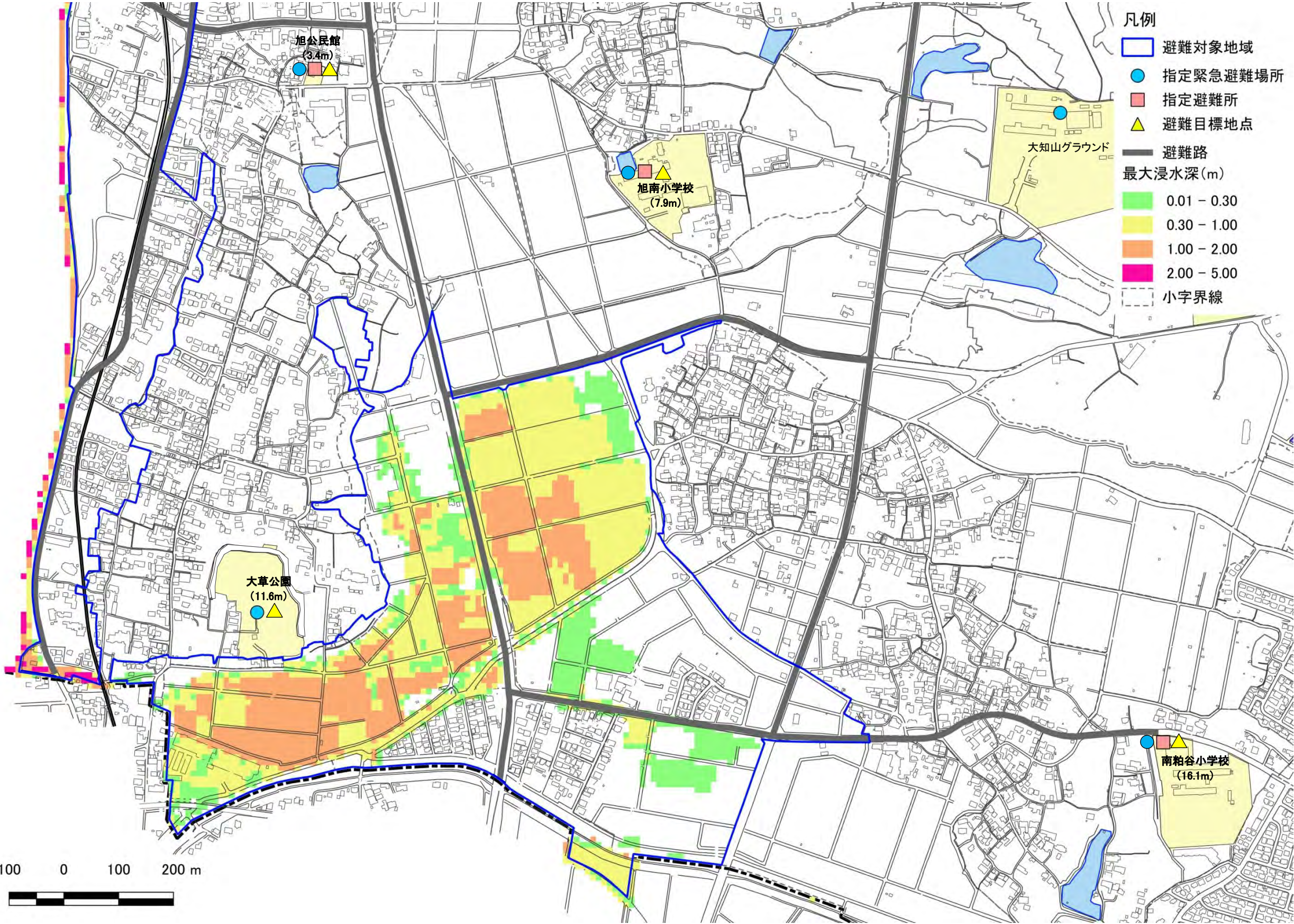


図 29 市南部（大草、旭南、南粕谷新海）における避難路の指定



2-8. 地域津波避難計画の作成

地域津波避難計画については、その地域の実情を最も把握している住民の皆さんに作成していただきます。

地域津波避難計画の作成に当たっては、次のような視点で話し合いを行います。

- ①津波からの避難が必要な地域や津波浸水予測時間等の確認
- ②避難先の確認と避難経路の検討
- ③昼夜別の避難者の確認
- ④災害時要配慮者（避難行動要支援者）の支援
- ⑤避難訓練
- ⑥地域内の団体や企業等、様々な主体との連携

このうち、②避難経路は、避難対象地域に住民の皆さんが避難目標地点や指定緊急避難場所へ安全に避難していただくための道路で、自主防災組織や住民の皆さんに設定していただきます。

避難経路の設定に当たっては、以下のような基本的な考えを踏まえて検討してください。主な避難経路を次ページ以降に示します。

【避難経路設定の考え方】

- 複数の迂回路が確保されていること。
- 原則、海岸・河川沿いの道路でないこと。
- 崖崩れ、建物の倒壊・転倒・落下物等による危険が少ない道路であること。
- 最短時間で避難路や避難目標地点に到達できること。

住民の皆さんだけでは、計画の作成に必要な資料の収集や話し合いに困難を伴うことが予想されます。このため、避難計画の作成に当たっては、自主防災組織を中心に、住民の皆さんが主体となって取り組めるよう、市が支援・助言をします。

図 30 市北部における主な避難経路

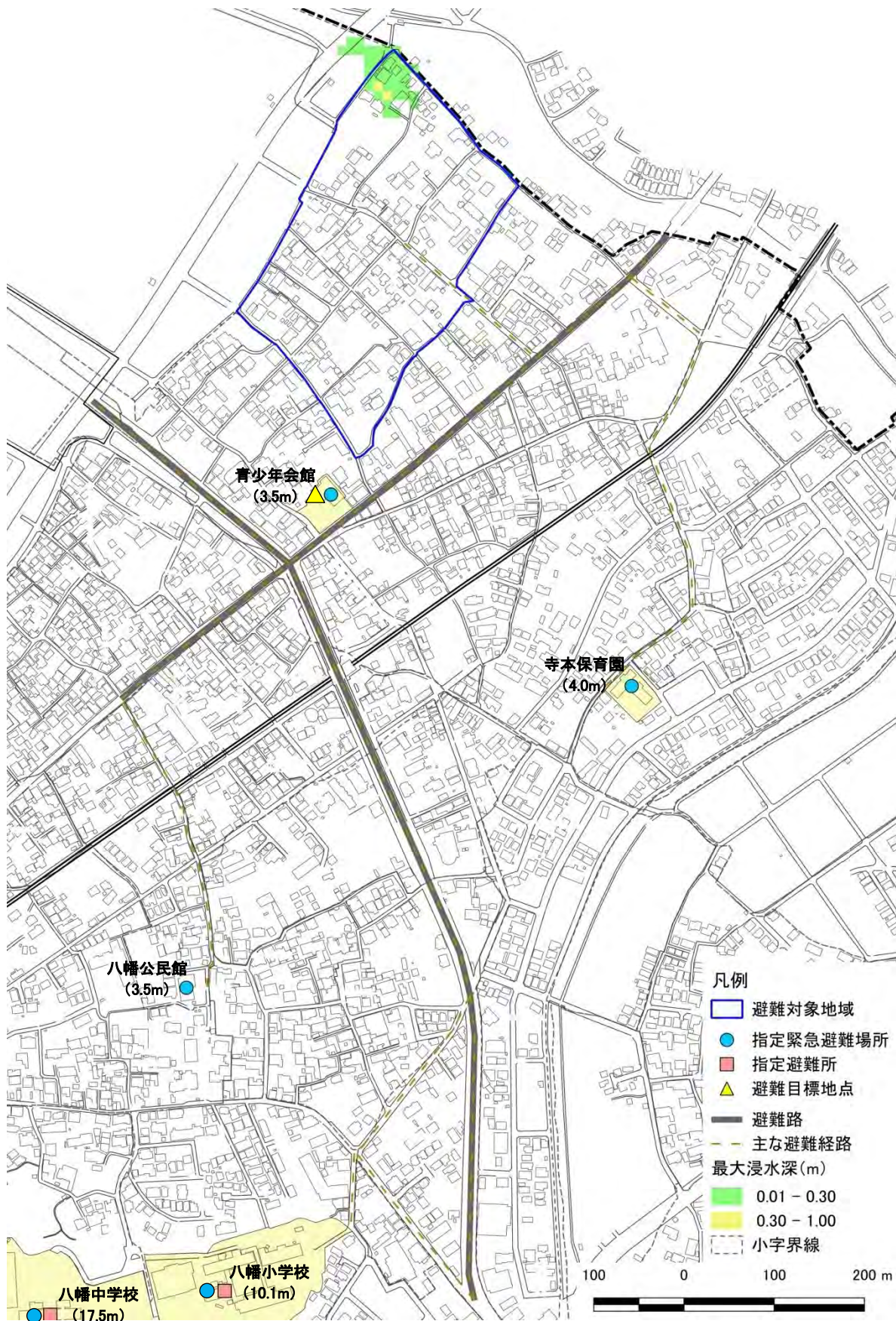


図 31 市南部（日長）における主な避難経路

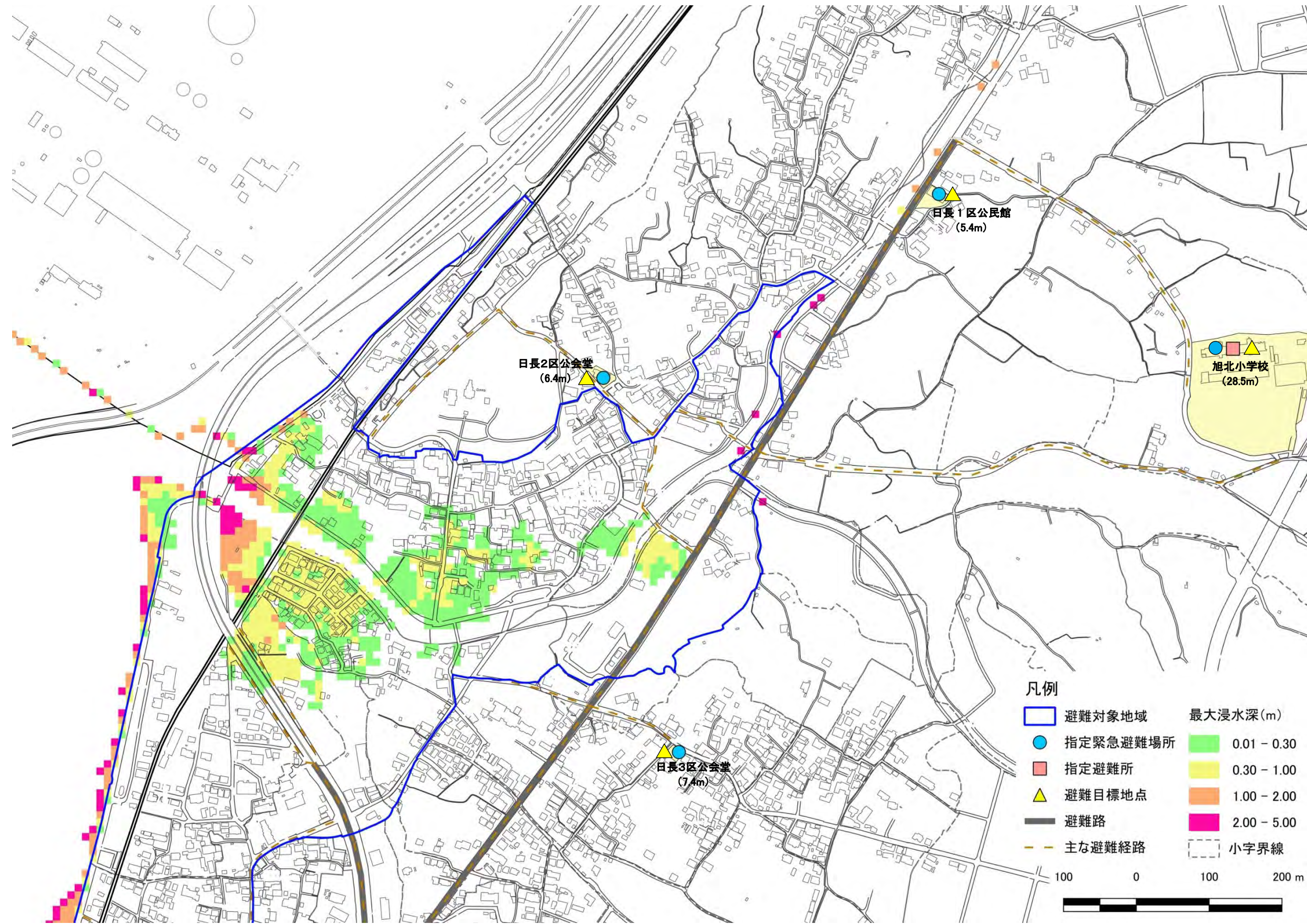


図 32 市南部（新舞子）における主な避難経路

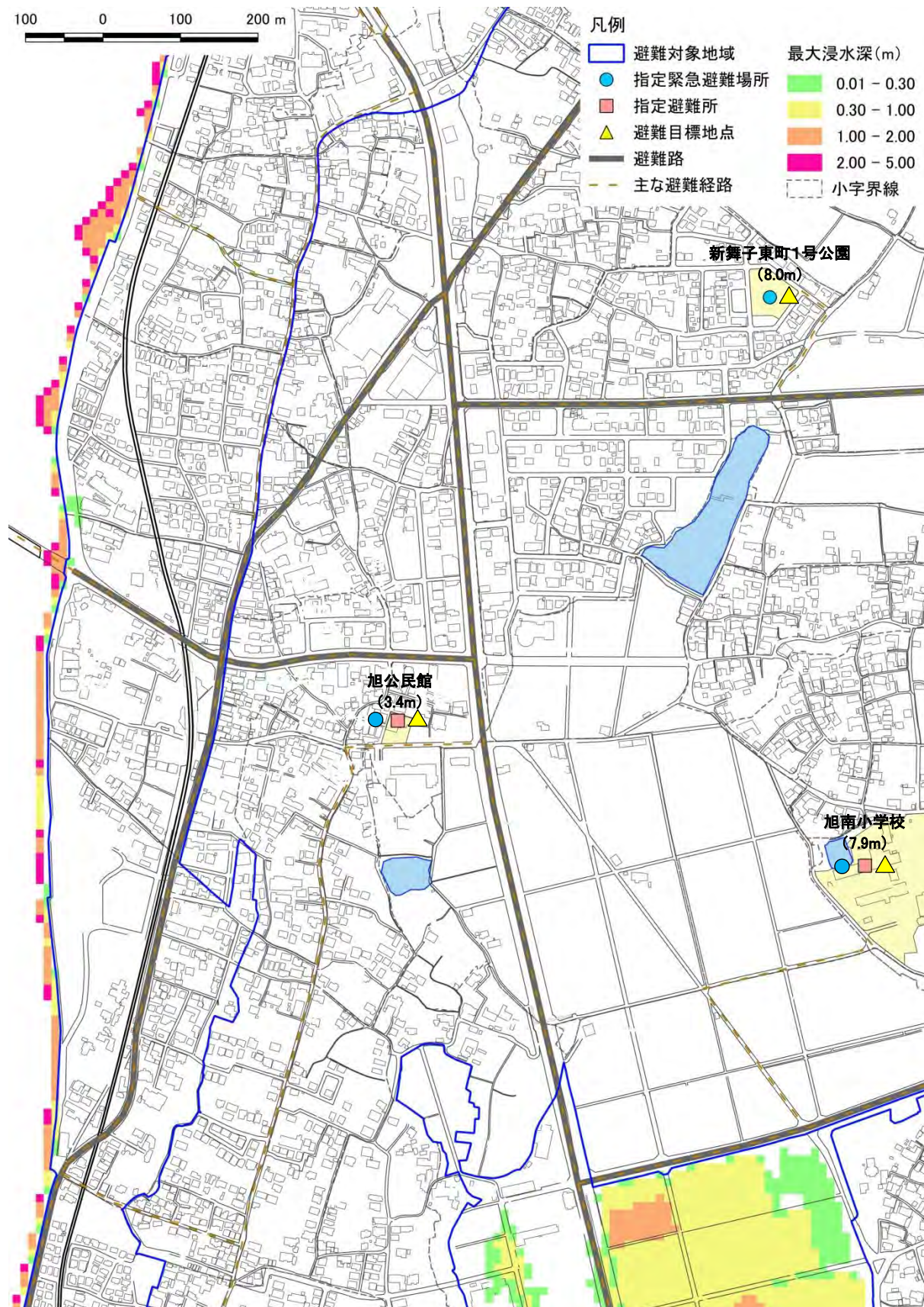


図 33 市南部（緑浜町）における主な避難経路



図 34 市南部（大草、旭南、南粕谷新海）における主な避難経路

